

表面

令和 年 月 日

改造(作製)申立書

区長

処理欄	<input type="checkbox"/> 50cc 以下 (<input type="checkbox"/> 新基準原付 <input type="checkbox"/> 特定小型)
	<input type="checkbox"/> 90 cc 以下 <input type="checkbox"/> 125 cc 以下 <input type="checkbox"/> ミニカー
[標識番号]	

※処理欄は記入しないでください。

私の所有(使用)する車両について、次のとおり改造(作製)したことを申し立てます。

なお、申し立てにあたり、裏面の注意事項を確認したとともに、改造(作製)内容については、私が一切の責任を負うことを誓約します。

納税義務者 住 所

(所有者)

氏 名

<車両情報>

車名		車台番号	
車輪数	<input type="checkbox"/> 2輪 <input type="checkbox"/> 3輪 <input type="checkbox"/> 4輪以上		

<改造内容>

実施内容	<input type="checkbox"/> 原動機の載せ替え	<input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け
	<input type="checkbox"/> 輪距の変更	<input type="checkbox"/> 原動機内部のボーリング
	<input type="checkbox"/> 自主作製	<input type="checkbox"/> その他()

※ 実施内容に伴い、変更した項目について記載してください。

項目	変更前	変更後
車種の変更 内容	<input type="checkbox"/> 原付 50cc 以下 <input type="checkbox"/> 原付 90 cc 以下 <input type="checkbox"/> 原付 125 cc 以下 <input type="checkbox"/> ミニカー <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 原付 50 cc 以下 (<input type="checkbox"/> 新基準原付 <input type="checkbox"/> 特定小型) <input type="checkbox"/> 原付 90 cc 以下 <input type="checkbox"/> 原付 125 cc 以下 <input type="checkbox"/> ミニカー
原動機の型式		
内径 × 行程	内径 mm × 行程 mm	内径 mm × 行程 mm
※排気量(ミリ単位で計算) = (内径/2 × 内径/2 × 行程 × 3.14) / 1,000		
排 気 量	cc	cc
輪 距	cm	cm
その他の		

※ 太枠内に記入してください。

※ 上記改造内容が確認できる資料(カタログ、写真、部品の領収書等)の提出が必要です。

※ 添付資料例については、裏面を参照ください。

<改造作業者>

<input type="checkbox"/> 本人(所有者)		
□業者 □その他 ()	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	

※虚偽の申告(未改造なのに偽って申告をした場合等)をした場合は、地方税法第448条により30万円以下の罰金に処せられることがあります。

裏面も参照してください。

横浜市では、改造内容について書類での審査を行っておりますので、改造内容が確認できる資料の提出が必要となります。

※申告内容に変更があった場合は、横浜市市税条例第77条第3項により申告する義務があります。

【添付書類例】

原動機の載せ替え	<p>改造後の排気量が確認できる資料を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>原動機購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）</p> <p><input type="checkbox"/>原動機のカタログの写し</p>
改造キットの取り付け	<p>改造後の仕様が確認できる資料を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>改造キットのカタログの写し</p> <p><input type="checkbox"/>改造キット購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）</p>
輪距の変更	<p>改造後の輪距が確認できる資料を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>変更後の輪距が確認できる写真（メジャーを添えた写真）</p> <p><input type="checkbox"/>スペーサーのカタログの写し <input type="checkbox"/>スペーサー購入時の領収書等の写し</p>
原動機内部のボーリング	<p>改造後のシリンダーの内径及び行程を申告してください。</p> <p><input type="checkbox"/>ボーリング後の排気量計算書（表面に内径、行程の記入があれば省略）</p>
自主作製	<p>作製した車両の形状、車輪数、排気量等が確認できる資料を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>形状、輪距がわかる写真 <input type="checkbox"/>排気量がわかる資料 <input type="checkbox"/>車両の設計書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>原動機の部品等購入時の領収書等の写し（メーカー名、型番等がわかるもの）</p>
その他（上記以外）	<p>改造内容が確認できる資料を提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>改造に使用した部品のカタログの写し <input type="checkbox"/>改造後の車両の写真</p> <p><input type="checkbox"/>改造内容が確認できる設計書の写し</p> <p><input type="checkbox"/>高出力の確認を実施する機関が発行する「高出力確認済み証明書」又は「高出力確認済みの表示（シール）」が確認できる写真（高出力を変更した場合）</p>

※改造内容の審査に必要があれば、上記以外の書類等の提出を求める場合があります。

※インターネットで部品等を購入した場合は、領収書に代えて入札した履歴等の画面の写しで代用できます。

※改造内容が確認できない場合は、課税対象として判断できないため、標識を交付できない場合があります。

＜改造についての注意事項＞

- 改造車両で公道を走る場合は、道路運送車両法に定める保安基準に適合する必要があります！！
横浜市が交付する標識は、軽自動車税の課税客体として表示するために貸与しているものであり、公道を走ることを了承したものではありません。また、本市では保安基準の審査は行っておりません。
- 原付50ccから原付90cc及び125ccへの改造後、2人乗りする場合には乗車装置等が必要です！！
道路交通法により、乗車装置等がない場合は違法となります。
- 一度改造したものを元に戻す場合にも申告が必要です！！
改造した車両を元の状態（製造時）に戻す場合にも、申立書及びそれを証明する資料の提出が必要になります。